

○省庁別宿舎設置計画掲上要求予定調書に添付する書類に係る様式及び記載要領について

〔平成14年7月31日
財理第2903号〕

改正 平成 19年7月5日 財理 第2766号
同 22年3月31日 同 第1414号
同 25年4月1日 同 第1627号

財務省理財局長から各財務局長等宛

「庁舎敷地の取得等予定の調整について」（昭和49年6月13日付蔵理第2394号）通達別添記3(1)の規定に基づき、省庁別宿舎設置計画掲上要求予定調書に添付する書類に係る様式及び記載要領を別紙のとおり定め、平成15年度取得等調整計画分から適用することとし、各省各庁国有財産総括部局長あて通達したので、通知する。

省庁別宿舎設置計画掲上要求予定調書に添付する書類に係る様式及び記載要領について

〔平成14年7月31日
財理第2903号〕

改正 平成 22年3月31日 財理 第1414号

同 25年4月1日 同 第1627号

財務省理財局長から各省各庁国有財産総括部局長宛

「庁舎敷地の取得等予定の調整について」（昭和49年6月13日付蔵理第2394号）通達 別添記3（1）の規定に基づき、省庁別宿舎設置計画掲上要求予定調書に添付する書類に係る様式及び記載要領を別紙のとおり定め、平成15年度取得等調整計画分から適用することとしたので、通知する。

（別 紙）

掲上要求予定調書の作成に当たっての留意事項について

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資する」（法第1条）ことを目的とし、法律に基づき設置している。宿舎の設置に当たっては、土地の有効活用、予算及び宿舎の効率的な使用を図りつつ、目的の実現を図るよう留意されたい。

- 1 掲上要求予定調書の作成に当たっては、当該省庁において、宿舎の貸与状況等の現状についての確に把握するとともに、省庁再編、官署の統廃合等の影響を含め今後の宿舎需要について可能な限り見込むものとする。
- 2 未入居となっている宿舎については、未入居となっている理由等その実態を的確に把握し、国有財産の有効活用の観点から、厳に未入居宿舎の解消に努めるものとし、経年済等により不要となった宿舎については、宿舎廃止（部分廃止を含む。）の手続きを行うものとする。
- 3 掲上要求予定調書の作成に当たっての基本原則について
 - （1）宿舎の設置要求は、老朽宿舎の建替えを基本とし、新規の設置要求は、官署の新設、移転等に伴い真に必要な場合にのみ行うものとする。
 - （注）① 老朽宿舎の建替えに関する基準
 - イ 木造宿舎については、原則として経過年数20年以上、かつ、老朽度点数70点未満（昭和63年1月13日付蔵理第5209号「木造宿舎の老

朽度調査について」通達の別紙「木造宿舎老朽度調査要領」により調査した直近の木造宿舎老朽度点数をいう。以下同じ。)のもの。

ロ ブロック造宿舎については、原則として経過年数30年以上、かつ、部分的に補修しても使用に耐えないもの(この場合、木造宿舎に準じて老朽度調査を実施し、調査表を添付すること。)

ハ 鉄筋コンクリート造宿舎については、原則として経過年数40年以上のもの。

ニ 大都市地域の土地の有効利用等の促進に大きく資する場合には、経年未了の宿舎であっても、実情に応じ建替えの掲上要求予定調書を提出して差し支えない。

ホ 建替えに当たっては、宿舎の改修状況も勘案した上で掲上要求予定調書を提出するものとする

② 新規設置に関する基準

新規の設置については、官署の新設、移転及び統廃合並びに継続的な増員等が見込まれる場合、又は、直近の職員の住宅事情調査等から必要性が高いと認められる場合であって、他の宿舎の状況等を勘案の上、真にやむを得ないと認められるときに限り掲上要求予定調書を提出するものとする。

(2) 老朽・狭あいな鉄筋コンクリート造宿舎については、必要に応じ模様替等を行うことにより、その居住水準の向上を図った上で活用するなど、国有財産の有効活用に資する設置につき検討するものとし、当該老朽・狭あい宿舎に係るその他の設置は、この検討を経た上で真に必要な場合に限り掲上要求予定調書を提出するものとする。

(3) 「国有財産情報公開・売却等促進連絡会議」のとりまとめ(平成10年12月)において示された宿舎に関する取扱い方針を踏まえ、特に以下の点に留意して掲上要求予定調書を提出するものとする。

① 幹部用戸建宿舎については、なるべく早期に廃止するものとし、これに伴い設置が必要となる宿舎については、他に最優先して掲上要求予定調書を提出するものとする。

② 東京都心部(山手線内)においては、原則として、省庁別宿舎の設置は行わないこととする。

(4) 行政財産(土地)の使用状況実態監査において効率化検討対象財産として整理されている宿舎については、その使用の効率化を図ることとし、これに伴い設置が必要となる宿舎については、他に優先して掲上要求予定調書を提出するものとする。

(5) 借受け(継続借受を含む。)の方法による宿舎の設置については、当該官署に未入居宿舎がある場合、又は設置予定地域の合同宿舎若しくは他官署省庁別宿舎に未入居宿舎がある場合においては、当該未入居宿舎を活用した上でなお借受けの方法による設置が必要な時にのみ掲上要求予定調書を提出するものとする。

4 宿舎の形態等について

(1) 宿舎の形態

宿舎の設置については、集合住宅によることの原則をより徹底し、単独宿舎による場合は、集合化が不可能な場合等真にやむを得ない場合に限るものとするが、その場合でも、建物・敷地規模については必要最小限にとどめるものとする。

(2) 宿舎の敷地

宿舎の敷地については、国有地を活用することを原則とし、当該土地の立地条件、形状、法令等の規制を勘案の上、当該土地が最も有効に活用できるよう配慮するものとする。

なお、敷地を取得する緊急性が認められる場合及び設置要求時まで敷地の確保が確実と見込まれる場合に限り、掲上要求予定調書を提出するものとする。

(注) 敷地の利用計画等を明確にすること。

(3) 宿舎の規格

- ① 世帯用宿舎の設置要求は、一般的な居住水準の向上の状況及び規格別の宿舎状況を考慮の上行うものとする。
- ② 独身者用宿舎及び単身赴任者に係る宿舎については、世帯への転用が困難であること、宿舎需要の変動が予想されることから、当該宿舎が大幅に不足しており、かつ、今後とも宿舎需要が安定的に認められることを前提として要求するものとする。
- ③ 独身者用宿舎については、原則としてワンルーム形式で要求を行うものとする。

5 その他

掲上要求予定調書に添付する書類に係る様式及び記載要領は別添のとおりとする。

(別 添)

1. 掲上要求予定調書の記載要領の補足

- (1) 未確定な土地の購入、借受け及びそれに関連する附帯施設等は掲上しないこととし、内容が具体化した時点において設置計画の変更として取り扱う。
- (2) 継続借受分については、個別に掲上する必要はなく、所轄財務局等別に合計したものを掲上すること。
- (3) 新築、増築及び改築等の場合の工事金額については、建物（別紙の工事範囲）と附帯施設等に区分してそれぞれの「金額」欄に記載すること。

2. 掲上要求予定調書の添付資料

- (1) 掲上要求予定調書には、次に掲げる資料を添付するものとする（様式はすべて、日本工業規格A列4とする。）。

①	平成〇〇年度宿舍設置計画掲上要求予定調書重点事項	様式 1
②	平成〇〇年度宿舍設置計画掲上要求予定調書説明表	” 2
③	平成〇〇年度宿舍設置計画掲上要求予定調書総括調書	” 3
④	平成〇〇年度宿舍設置計画掲上要求予定調書一件別調書	” 4
⑤	宿舍の経年及び入居状況調書	” 5
⑥	未入居（貸与）宿舍の解消調書	” 6

- (2) 掲上要求を予定（敷地の確保が必要な場合を含む。）する省庁別宿舍については、位置図、案内図、建物配置図等を添付するものとする（図面は日本工業規格A列4又は3とする。）。

ただし、継続借受により設置する場合を除く。

- ① 位置図は、最寄りの駅等交通機関からの位置関係が分かるものとする。
 - ② 案内図は、周囲の土地の利用状況が分かるもの（住宅地図等）とする。
 - ③ 建物配置図（利用計画図）には、次の事項を記載する。
 - イ 敷地内に既設宿舍があるときは、各棟ごとの建築年次、構造、階数、規格等（廃止協議済宿舍であるときは、廃止協議年度及び取壊し予定年月）。
 - ロ 建替え等のため取り壊すことが必要と認められる建物があるときは、当該建物の表示（点線により明示）
 - ハ 同一敷地内に将来設置予定の宿舍がある場合には、当該建物を表示するとともに、構造、階数、規格、戸数を記載する。
- ニ 図面には該当財産を、次の蛍光ペンで明示すること。
- i 掲上要求宿舍 ……………青
 - ii 廃止予定宿舍 ……………赤
 - iii 使用する敷地 ……………緑

iv 最寄りの駅 ……………黄

(注) 建物配置図には、参考資料として平面図を添付する（廃止予定宿舎については不要）。

④ 上記のほか、添付図面作成様式、作成要領、記載例を参照の上、必要事項を適宜記載し作成するものとする。

(3) 建設により設置する場合で、宿舎設置予定地所在の市町村において、条例又は開発指導要綱が制定されている場合には、要綱等の写しを添付すること。

ただし、設置計画が要綱等の影響を受けない場合には、添付する必要がない。

(4) 購入、交換、寄附、借受け又は所管換の場合は、相手方承諾書の写し等（相手方が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の議決機関の議決書の写し（総務省の承認を要する場合はその承諾書の写しも添付）、当該財産が国有財産である場合は所管する各省各庁の長の同意書の写し）を添付すること。

3. 掲上要求予定調書の添付資料の提出部数及び編てつ方法

(1) 提出部数

上記掲上要求予定調書の添付書類は、各々3部提出すること。

(2) 編てつ方法

上記2. の添付資料のうち④、⑤は、宿舎設置計画掲上要求予定事案を1件別に編てつし（提出3部のうち1部は財務局別とすること。）、それ以外のものは各調書ごとに編てつすること。

別紙

公務員宿舎建築価格の積算において包含すべき工事内容の範囲

建築工事 主体工事 建物の構造躯体に要する経費
仕上工事 建物の造作、仕上げ、内装（畳を含む。）に要する経費
雑工事 流し台、釣戸棚、浴槽、換気孔、下駄箱、カーテンレール等の附属
具を設置する経費

（注）経費には、直接工事費のほか、間接工事費（共通仮設費、運搬費及び諸経費）
を含む。以下同じ。

設備工事 電気工事 屋内 照明器具、コンセント、スイッチ、電鈴等及びこれに必要な
配線一式並びに電話及びテレビアンテナ用配管に要する経費
屋外 敷地内の電力引込み経費

給水工事 屋内 台所、浴室、洗面所等水栓取付け及びこれに接続する給水管の配管に要
する経費
屋外 敷地内の給水管の敷設経費

排水工事 屋内 台所、浴室、洗面所等の排水管（トラップ類を含む。）及び通気管の配
管に要する経費
屋外 敷地内の排水管、溜桧（蓋共）の敷設経費

衛生工事 屋内 便器、洗面器、化粧箱、ロータンク等の取付けに要する経費

ガス工事 屋内 台所、浴室、居室のコックの取付け及び配管に要する経費
屋外 敷地内のガス管引込み経費

（注）1 敷地とは、原則としてその建物の必要とする敷地をいう。

2 次の経費のうちから必要なものは掲上すること。

- (1) 宅地造成に要する経費
- (2) 道路舗装に要する経費（アプローチは含まない。）
- (3) 敷地外の電気、給排水、ガス等の引込み又は接続に要する経費
- (4) 建物の特殊基礎又は杭打ちを必要とするため、標準的経費以上に要する経
費
- (5) 受水槽及び高架又は高置水槽等の設置に要する経費
- (6) 浄化槽等の設置に要する経費
- (7) 隣地との境界に位置する門、囲障等の設置に要する経費
- (8) その他外構の設置に要する経費

様式 1

平成 年度宿舎設置計画掲上要求予定調書 重点事項

〇 〇 省

1. 平成 年度宿舎設置計画掲上要求については、次の事項に重点を置き要求することとする。

(5～6項目以内で箇条書きとする。)

<例>

- (1) 〇〇周辺における世帯者（独身者）の宿舎事情の改善
- (2) 官署の新設、移転又は大幅な機構改革等に伴う宿舎の確保
- (3) △△周辺における木造宿舎等の老朽建替
- (4) :
- (5) :

2. 上記に基づく掲上要求の具体的内容（特に説明を必要とするもの）

No.	要求官署名	要求内容				要求理由
		設置地	敷地面積 (㎡)	設置の方法	規格・戸数	

- (注) 1. A4版で作成のこと。
 2. 必要に応じ補足説明資料を添付すること。

様式 2

平成 年度宿舍設置計画掲上要求予定調書 説明表

1 設置方針 (又は指定理由)														
2 財務省主計局に 対する予算要求 の内容	区分	概算要求												
	内容	施設費等					特借不動産投資							
	建物構造規格													
	戸数													
	面積													
	単価													
	金額													
	土地面積													
	金額													
	附帯施設金額													
	予算額計													
3 宿舍事情	現員名	改定必要戸数	名	前年度末安定率	$\left[\frac{\text{住居安定} + \text{既設戸数}}{\text{現員}} \right]$			%	本年度末				%	
									推定安定率					
4 計画単価 (円/㎡)	設置地	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄	縄	
	構造													
	W													
	B													
	RC													

注 表中の記載事項については、実情にあわせて変更して差し支えない。

(様式3記載要領)

- 1 本表は、当該年度に設置を予定する宿舍（継続借受を含む。）について記載する。
- 2 「一件別調書番号」欄には、様式4の調書番号を記載する。
なお、継続借受についての番号入力は不要とする。
- 3 「指定区分」欄は、法第4条第2項第1号の規定により設置するものは「1号該当」、法第4条第2項第2号の規定により設置するもののうち、平成12年12月25日付蔵理第4632号「国家公務員宿舎法第4条第2項第2号の規定に基づく指定について」通達に基づく指定（恒久的指定）を受けて設置するものは「2号恒久」、その他のものについては「2号単年度」と記載する。
- 4 「会計区分」欄は、「一般会計」又は「〇〇特別会計」と記載する。
- 5 「官署名」は最小単位のを記載し、複数官署の要求がある場合には「〇〇官署外」等と記載する。
また、設置予定宿舎が独立行政法人の職員のために設置する宿舎の場合は、当該独立行政法人名を記載する。
- 6 「要求概要」欄については、以下のとおり記載する。
 - (1) 「設置地」欄には、都道府県名及び市区町村名まで記載する。
 - (2) 「要求理由」欄は、要求宿舎を設置するに当たっての主な理由を別表のリストより選択して記載する。
なお、複数理由がある場合は戸数のうち大部分を占めるもの又は別表のリスト上位のものを選択して記載する。
 - (3) 「設置の方法」欄には、土地、建物それぞれについて、別表のリストより選択して記載する。
なお、建物の設置について設置の方法が複数にまたがる場合は、設置の方法別に一事案とする（土地の設置が複数にまたがる場合は、別表のリストの中より「複数設置方法」を選択して記載する。）。
 - (4) 「敷地面積」欄には、要求宿舎を設置するために使用する敷地の面積を記載することとし（模様替及び建物のみ的一般借受については入力不要）、当該土地が一団地の一部の場合は全体面積の下に（ ）書きで使用面積を入力する。
 - (5) 「法定容積率に対する利用率」欄については、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率とする。
 - (6) 「整備に伴う廃止戸数」欄には、老朽建替により廃止する戸数のみを記載し広域建替により廃止する戸数は含めない。
- 7 「宿舎事情」欄には、前々年度12月1日現在の官署ベースの宿舎事情を記載する。

記載要領リスト

要求理由	設置の方法(建物)	設置の方法(土地)
老朽建替	建設 (新築)	購入
借上解消	建設 (増築)	交換
機構新設	建設 (改築)	寄附
増員	建設 (移築)	転用 (所管換)
機構統廃合	建設 (模様替)	転用 (所属替)
純増	購入	転用 (種別替)
	交換	転用 (用途変更)
	寄附	民有地借受 (新規)
	転用 (所管換)	民有地借受 (継続)
	転用 (所属替)	公有地借受 (新規)
	転用 (種別替)	公有地借受 (継続)
	転用 (用途変更)	他省庁所管敷地 使用承認(新規)
	新規借受	他省庁所管敷地 使用承認(継続)
	継続借受	特別借受 (新規)
	新規 特別借受	特別借受 (継続)
	継続 特別借受	複数設置方法
	既設置計画済	

(注)「使用承認」は法第9条に定める設置の方法ではないが、事務処理上使用するものとする。

平成 年度 宿舎設置計画 掲上要求 予定調書 一件別調書

省庁名
官署名

所轄財務(支)局名

調書番号										設置地		(維持管理)官署名		宿舎事情						
宿舎名		設置の方法		宿舎の種類		充 足 率	(.12.1現在)	宿舎 必要者数 A	設置戸数 B	充足率 B/A	老朽戸数 C	差引数 D=B-C	実質充足率 D/A							
掲上要求宿舎の構造・規格・戸数										世帯	独身	計								
予算科目																				
要求 内訳	建替え			必要戸数の解消					合計											
	老朽	借受 解消	計	新設	増員	統廃合	純増	計		(.12.1現在)	e型	d型	c型	b型 <small>うち単b型</small>	a型	計				
a型									規 格 別 の 状 況	宿舎必要者数B										
b型										宿舎戸数A										
単b型										うち経年済み										
c型										木造										
d型										ブロック造										
e型									R C造											
計									宿舎必要者数B											
要 求 理 由	(1) 設置理由(必要性及び緊急性)										整 備 後 の 状 況	うち単身赴任者								
	(2) 規格の決定理由											不足戸数A-B								
	(3) 地域の既設宿舎(未貸与)で対処できない理由											区分								
	(4) 必要戸数の解消のための設置である場合はその理由										宿舎必要者数 A									
敷 地 の 利 用 状 況 等	設置予定地	都市計画に定められた地域区域		整備に 伴う 廃止 予定 宿舎		宿舎名		所在地 (現状調査表番号)		敷地	構造 規格	戸数	建築 年次	老朽度	跡地の 利用計画	備考				
	取得事由	法定容積率が制限されることとなる法会による規制等								(国・公・民)m ²		戸								
	敷地面積	m ²	建物延床面積	m ²																
	建物の容積率	%	法定建ぺい率	%																
	法定容積率 利用率	%	建物の建設が不可能な部分の有無及び内容等	%																

(注) 機構の新設、増設、統廃合を理由とした要求や単b型、a型宿舎の設置を要求するものについては、任意の様式により規格別の必要戸数の推移表を添付する。

(様式4記載要領)

- 1 本調書は、建設、購入(土地購入のみの場合を含む。)及び新規借受により設置する場合について官署ごと、設置地ごとに一件別に作成する。

なお、財務局等において定めている同一の地区区分(合同化地区、官署集中地区、その他地区(同一市町村に限る。))に同一の設置形態において複数の官署からの要求がある場合には、その要求を取りまとめた総括表を作成し、その後に当該一件別調書を編てつする。

総括表を作成するに当たって、要求のない官署も存在する場合には本調書の「宿舎事情」(「充足率」、「規格別の状況」、「整備後の状況」)欄について、当該要求のない官署の数値も含めて集計記載するものとする(取りまとめに当たっては官署間で調整するものとする。)

- 2 「設置地」欄には、都道府県名、市町村区名まで記載する。
- 3 「設置の方法」欄には、建設、購入、一般借受、特別借受等の別を記載し、建設の場合に国家公務員宿舎法施行規則第5条に定める設置の方法の細分(新築、模様替等)も記載する。
- 4 「宿舎の種類」欄には、公邸、有料宿舎、無料宿舎の別を記載する。
- 5 「予算科目」欄には、当該要求宿舎に係る予算支出科目(会計名、所管、組織、項、目、目細分等)を記載する。
- 6 「要求内訳」欄には、「建替え」、「必要戸数の解消」の各項目に該当する要求戸数を記載する。

(注1) 老朽建替については、経年済みであっても宿舎として機能していない場合や未入居(貸与)となっている場合には、計上しない。

(注2) 官署の新設・統廃合・増員については、確実なもの(予算的裏付けがあるものに限る。)について計上する。

- 7 「要求理由」欄には以下のとおり記載する。
 - (1) 「設置理由(必要性及び緊急性)」欄には、掲上要求の必要性、緊急性、既存宿舎の老朽化状況、宿舎の不足状況、借受解消を早急に図る理由等について詳細に記載する。
 - (2) 「規格の決定理由」欄には、設置規格に関しての決定理由について詳細に記載する。
 - (3) 「地域の既設宿舎(未貸与)で対処できない理由」欄には、未経年の未入居(貸与)宿舎が存在するにもかかわらず掲上要求する場合等において、その理由について詳細に記載する。
 - (4) 「必要戸数の解消のための設置である場合はその理由」欄には、要求理由として必要戸数の解消がある場合に、その理由について詳細に記載する。

- 8 「敷地の確保状況等」欄には以下のとおり記載する。
 - (1) 「設置予定地」欄には、建設等予定地等について所在地を記載する。
 - (2) 「取得事由」欄には、所管換等国有財産法施行細則別表第二の増減事由用語等を記載する。
 - (3) 「都市計画に定められた地域区域」欄には、当該宿舎の敷地に関して、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき地方公共団体が定めた都市計画(以下「都市計画」という。)において定められた同法第8条第1項各号に規定する用途地域の種類

等の地域地区の種類を記載する。

- (4) 「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等」欄には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第2項に規定する前面道路の幅員による制限等の法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。
 - (5) 「敷地面積」欄には、当該敷地の数量を記載する。また、「建物延床面積」欄には、当該宿舎の延床面積を記載する。
 - (6) 「建物の容積率」欄には、当該宿舎の延床面積の敷地面積に対する割合を記載する。また、「法定容積率」及び「法定建ぺい率」欄には、当該敷地に関して都市計画で定められた容積率及び建ぺい率を記載する。
 - (7) 「利用率」欄は、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。
 - (8) 「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容等」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分等の有無及び有の場合にその内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
 - (9) 「敷地確保の見通しその他特記事項」欄には、購入、転用、借受け等の場合における取得等の相手方、時期等敷地確保の見通し及びその他特記事項について記載する。
- 9 「宿舎事情」（「充足率」、「規格別の状況」及び「整備後の状況」）欄については、概算要求に当たって根拠とした直近の宿舎事情を記載する。なお、直近の宿舎事情が記載できない場合は、前々年度の12月1日現在の住宅事情や所管する宿舎財産の経年等状況から現状の宿舎事情と掲上要求が認められた場合の宿舎事情について記載する。
- 10 「整備に伴う廃止予定宿舎」欄には、宿舎設置に伴い廃止にする宿舎、掲上要求とは関係しないが庁舎の廃止に伴い廃止する宿舎等（単純廃止）について記載するものとし、一部の廃止の場合も含む。

「跡地の利用計画」欄には、合同用地（合同宿舎用地に転用）、用廃引継（財務局等において財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定を活用して宿舎整備を図る場合の所管換を含む。）、建替用地（省庁別宿舎建設用地として使用）、庁舎用地（庁舎用地として使用）、借受解消、自省庁処分（自省庁において処分）、その他の別を記載する。

- 11 本調書には、必ず前々年度の6月1日現在の住宅事情調査出力表「規格別充足率調べ」（別添様式）を官署別に添付するものとする。

なお、掲上要求に当たり、当該住宅事情調査により難しい場合にあっては、要求理由を明らかにし、別途要求することも差し支えない。

総括表の作成を要する場合には、要求のない官署の住宅事情調査出力表を含めて当該住宅事情の総括表を添付し、その後に官署別の出力表を添付するものとする。

(様式5記載要領)

- 1 本調書は、官署における前々年度の12月1日現在の宿舍状況を宿舍(口座)ごとに記載する。
また、合同宿舍についても記載する。
- 2 「現状調査表番号」欄には、当該番号を財務局等に照会の上記載する。
- 3 「敷地面積」欄には、一口座の宿舍敷地面積(未使用土地及び他へ使用承認しているものを含む。)を記載する。
ただし、当該宿舍敷地が、合同宿舍敷地、他省庁の宿舍敷地、庁舎敷地及び普通財産の場合は〔 〕外書きとして、民公有借受地の場合は()外書きとして記載する。
なお、法第4条第1項宿舍と法第4条第2項宿舍が混在している場合は、戸数按分により面積を区分して記載する。
- 4 「構造・規格・戸数」欄には、構造・規格別に戸数を記載し、民公有借受宿舍の場合はその戸数を()内書きする。
- 5 「建築年次」及び「宿舍経年状況」の各欄には、国設宿舍及び特別借受宿舍についてのみ記載し、民公有借受宿舍については、記載を要しない。
- 6 「入居状況」欄には、民公有借受宿舍を含めて次により記載する。
 - (1) 「独身」欄には、入居戸数及び入居者数を記載し、女子については、「入居者数」欄に()内書きする。
 - (2) 「世帯」欄には、級別入居戸数を記載し、単身赴任者についての入居戸数を()内書きする。
 - (3) 「世・計」欄には、世帯についての入居戸数の合計を記載し、単身赴任者についての入居戸数の合計を()内書きする。
- 7 「他官署への貸借」欄には、他官署から借りている戸数を()書きで上段に、他官署に貸している戸数を下段に記載し、貸借の相手方(省庁名、官署名)を「備考」欄に記載する。
- 8 「備考」欄には、以下の事項等参考となることについて記載する。
 - (1) 廃止予定宿舍については、例えば「14' 廃止協議済〇戸等」と年度を明示して記載する。
 - (2) 民公有借受地及び宿舍については、民公有の別、借受者(財務局名又は官署名)及び年額借受料(前年度4月1日現在)を記載する。
 - (3) 行政財産等の使用状況実態調査等により指摘等された宿舍については、指摘内容(イ(未利用)、ロ(非効率)、ハ(要転用))、処理計画(処理方針、処理見込年度等)の内容を記載する。
- 9 末尾に、自官署宿舍、他官署宿舍の別に、「構造・規格・戸数」欄には、構造・規格別に計を、その他の欄には各欄の官署計を付す。

(様式6記載要領)

- 1 本調書は様式5において未入居(貸与)となっている省庁別宿舎について作成するものとする。
- 2 「現状調査表番号」、「宿舎名(所在地)」、「構造・規格・宿舎戸数」、「建築年次」「未入居〔経年未了〕〔経年済み〕」の各欄については、様式5の該当宿舎について転記する。
- 3 「長期未入居〔経年未了〕〔経年済み〕」欄には、未入居(貸与)宿舎のうち、本年の4月1日時点において1年間以上未入居(貸与)となっている宿舎について、経年未了、経年済みに区分して該当戸数を記載する。
- 4 「未入居(貸与)となっている理由」欄には、未入居(貸与)宿舎となっている理由について詳細に記載する。
- 5 「未入居(貸与)の解消策」欄には、解消策について詳細に記載する。